

## 田原本町学校給食センター設計施工監理業務仕様書

### I 業務概要

#### 1. 業務名

田原本町学校給食センター設計施工監理業務

#### 2. 業務の目的

本業務は、田原本町学校給食センター建設を目的とした設計及び施工監理業務を行うものである。なお、設計にあたっては、田原本町第3次食育推進基本計画をふまえた設計とすること。

#### 3. 計画施設概要

(1) 施設名称 田原本町学校給食センター

(2) 敷地場所 奈良県磯城郡田原本町大字伊与戸193番地1他(旧田原本町立東幼稚園敷地)

(3) 施設用途 学校給食センター

#### 4. 業務期間

契約締結日から令和9年6月30日まで

(ただし、基本設計の成果品(概算工事費含む)は、令和7年11月中旬頃までに提出するものとし、実施設計及び積算等の追加業務に類する業務の成果品は、令和8年3月19日までに提出すること)

#### 5. 設計と条件

##### (1) 敷地の条件

① 敷地面積 約5,000㎡

② 用途地域 市街化調整区域(建蔽率70%・容積率400%)

③ 景観区域 一般区域

##### (2) 施設の条件

① 延床面積 2,000㎡程度

② 主要構造等 鉄骨造

③ 階数 1階、若しくは2階

④ 設備 厨房設備、電気設備、空調設備、衛生設備、昇降機設備等

⑤ 耐震安全性 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日改訂)による耐震安全性の分類

構造体：Ⅱ類

建築非構造部材：B類

建築設備：乙類

⑥ その他 外構工事一式、ドライ方式の施設とする。

##### (3) 建築の条件

- ① 概算工事費（総工事費） 約 2,000,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）
- ② 建設工期
  - ・ 基本設計及び実施設計 令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月
  - ・ 施工監理 令和 8 年 6 月～令和 9 年 6 月

（建設工事予定）令和 8 年 6 月着工 ～ 令和 9 年 6 月竣工

#### （４）設計の内容

学校給食センターの基本設計及び実施設計業務

※詳細は、田原本町学校給食センター建設工事 施設概要のとおり

#### （５）設計の条件

- ① 「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守し、安全で安心できる学校給食の提供を基本理念とし、施設を整備する。また、建設工事にあたり、設計内容の意図伝達及び施工監理を行う。
- ② 厨房機器、設備設計についても、種別、使用機器及び材料の検討、イニシャル及びランニングのコストの比較検討を行うこと。
- ③ 施設の機能や要求性能を満たした上でコスト縮減に十分に配慮した計画とすること。

#### （６）その他

- ① 施設規模に関しては、田原本町学校給食センター建設工事 施設概要を確認の上、条件整理をしながら進めていくこと。
- ② 受託者は、本設計業務の着手から完了までの期間において、発注者との連絡協議を密に行い、発注者から別に指示があった事項については、適宜、設計に反映するものとする。また、受託者は、原則月 1 回以上、発注者との定期的な打合せの機会を設け、業務を進めるものとする。なお、打合せ等においては、発注者が理解しやすい表現に努めること。
- ③ 発注者が指示する期日（令和 7 年 1 1 月頃）において、概算工事費を算出し提出すること。

## Ⅱ 業務仕様

田原本町学校給食センター設計施工監理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務等委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

また標準業務については、令和 6 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号に基づく。

### 1. 配置技術者

#### （１）管理技術者

建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）による一級建築士の資格を有し、設計業務等について高度な技術能力及び経験を有する者とする。

#### （２）照査技術者

建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）による一級建築士の資格を有し、資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者とする。

#### （３）主任技術者

意匠分野は一級建築士、構造分野は構造設計一級建築士、電気設備及び機械設備分野は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者とする。

## 2. 設計業務の内容及び範囲

### (1) 一般業務

#### ① 基本設計

- ア 建築（意匠）基本設計
- イ 建築（構造）基本設計
- ウ 電気設備基本設計
- エ 給排水衛生設備基本設計
- オ 空気調和換気設備基本設計
- カ 外構基本設計（植栽含む）
- キ 備品・案内サイン等設計

#### ② 実施設計

- ア 建築（意匠）実施設計
- イ 建築（構造）実施設計
- ウ 電気設備実施設計
- エ 給排水衛生設備実施設計
- オ 空気調和換気設備実施設計
- カ 外構実施設計（植栽含む）
- キ 備品・案内サイン等設計

### (2) 追加業務

- ① 建築積算（積算数量算出書、単価作成資料、見積検討資料、見積の徴取）
- ② 電気設備積算（積算数量算出書、単価作成資料、見積検討資料、見積の徴取）
- ③ 給排水衛生設備積算（積算数量算出書、単価作成資料、見積検討資料、見積の徴取）
- ④ 空気調和換気設備積算（積算数量算出書、単価作成資料、見積検討資料、見積の徴取）
- ⑤ コスト縮減報告書（中間報告書（基本設計段階）、報告書（実施設計段階））
- ⑥ 透視図の作成（種類（3種類）、A2判各1枚、アルミ製の額入り）
- ⑦ 確認申請手続き関係業務（手数料を含む。）
- ⑧ 開発行為許可申請に伴う手続き業務（開発行為に係る県との事前協議・手数料を含む。）
- ⑨ 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務（標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書の作成・届出等）
- ⑩ 住民説明等に必要な資料の作成・印刷
- ⑪ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ⑫ 概略工事工程表の作成
- ⑬ 建築物の利用に関する説明書の作成

### (3) 会議・説明等

- ① 受託者は、基本設計及び実施設計の業務途中であっても、発注者と協議のうえ、会議・説明会等で使用する設計図書を提出しなければならない。

- ② 受託者は、提出した設計図書を庁内及び関係者に行う会議・説明会等を実施するにあたり、協力をしなければならない。
- ③ 受託者は、会議・説明会についても発注者の求めに応じ出席すること。
- ④ 受託者は、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。  
また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し、指示を受けるものとする。

### 3. 監理業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務

- ① 設計内容の意図伝達及び工事監理に関する業務
  - ア 工事監理方針の説明等
  - イ 設計図書の内容把握等
  - ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
  - エ 対象工事と設計図書との照合及び確認、報告等
  - オ 業務報告書等の提出

#### (2) 工事監理に関するその他の業務

- ア 工程表の検討及び報告
- イ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- ウ 対象工事と工事請負契約との照合及び確認、報告等
- エ 関係機関の検査立会い等

#### (3) 追加業務

監督職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 関連工事の調整に関する業務  
工事が複数の請負者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて請負者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。
- ② 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務  
現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、請負者等に対して助言すべき事項を監督職員に報告する。
- ③ 完成図の確認
  - ア 設計図書の定めにより請負者等が提出する完成図についてその内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督職員に報告する。
  - イ 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。
- ④ 出来高の査定

### 4. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- ① 本業務の実施は本仕様書に基づき実施すること。
- ② 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- ③ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ④ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- ⑤ 発注者の指示により、設計説明書に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに提出する。
- ⑥ 工事監理は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、請負者等から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行う。

## (2) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を発注者に提出し、承認を得ることとし、業務計画書には、次の事項を記載する。

- ① 業務の概要
- ② 検討業務の内容
- ③ 業務の実施方針
- ④ 業務の詳細工程
- ⑤ 業務の実施体制及び組織計画
- ⑥ 管理技術者、担当主任技術者及び経歴書
- ⑦ 業務フローチャート
- ⑧ 打合せ計画
- ⑨ 成果品の内容、部数
- ⑩ 使用する主な図書及び適用基準
- ⑪ 連絡体制（緊急時含む。）
- ⑫ その他発注者で必要となる事項

## (3) 業務計画書の変更

受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。なお、発注者が指示した事項については、受託者は、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## (4) 打合せ及び記録

打合せは、次に掲げる時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ 定期報告

## (5) 適用基準等（各最新版とする。）

受託者は、設計業務の実施に当たっては、次に示す基準等に基づき行うものとし、これ以外の基準等を使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

## 5. その他業務の履行に係る条件及び配慮事項

- (1) 建築基準法ほか、関係法令の規定、仕様書、適用基準等を遵守し、監督職員の指示に従うこと。
- (2) 施設の性質に適合した設計とし、安全性・動線等を考慮した上で、最適な構造とすること。

- (3) 建設コストの低減を目指すほか、完了後の維持管理費等のコスト削減に留意すること。
- (4) 建物の長寿命化を考え、躯体の耐久性や更新性に優れたものとする。
- (5) 公共施設としての環境・省エネルギー性、信頼性および安全性、維持管理の省力化および経済性等に配慮すること。
- (6) 設計にあたっては、周辺への影響が生じないようにあらかじめ検討を行うこと。また、予想される事項については発注者と協議を行うこと。
- (7) 周辺交通の混雑のないよう、歩車の動線について十分な検討を行うこと。また近隣に小学校があることから、児童の通学路および登下校にも配慮すること。
- (8) 業務に関し、本業務に従事する管理技術者は、本町が定める担当者と密接な連絡をとり、指示があった時は会議・説明会等に出席し指示を受けること。また、疑義が生じた時は、速やかに担当者と協議の上、その指示に従い履行すること。
- (9) 本業務の成果物に係る著作権については、本町に帰属するものとし、町の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (10) 受託者は、本業務完了後といえども、設計の不備が発見された場合は速やかに図書の修正を行わなければならない。それに要する負担は受託者負担とする。
- (11) 業務上知り得た情報については、守秘義務を厳守すること。
- (12) 業務の遂行上必要な資料で本町が所有するものは原則貸与とし、業務完了と同時に返却すること。
- (13) 各成果図書及び書類については、提出前に担当者の確認を受けること。
- (14) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書に関し疑義が生じた場合は、双方協議して定めるものとする。

## 6. 成果及び提出部数

受注者は、業務が完了したときは遅滞なく成果品を提出し、発注者の検査員により検査を受けるものとする。

また、受注者は監督員が指示し、これに同意した場合には、業務遂行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

本業務の成果品は次のとおりとし、提出部数等を変更することがある。

(1) 基本設計

|      |         | 成果物等                                                                                                                                                | 形態 | 部数  |
|------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| 総合   |         | ○建築（意匠）設計図書<br>①建築物説明書<br>②仕様書<br>③仕上表<br>④面積表及び求積図<br>⑤敷地案内図<br>⑥配置図<br>⑦平面図（各階）<br>⑧断面図<br>⑨立面図（各面）<br>⑩主要部詳細図<br>⑪外構図（施設駐車場含む）<br>⑫レイアウト図及び概略設計図 | A3 | 1 部 |
|      |         | ○工事費概算書                                                                                                                                             | A4 | 1 部 |
| 建築構造 |         | ○基本構造計画書設備<br>①構造計画概要書<br>②仕様概要書                                                                                                                    | A3 | 1 部 |
|      |         | ○工事費概算書                                                                                                                                             | A4 | 1 部 |
| 設備   | 電気設備    | ○電気設備基本計画設計図書<br>①電気設備計画説明書<br>②電気設備設計概要書                                                                                                           | A3 | 1 部 |
|      |         | ○工事費概算書                                                                                                                                             | A4 | 1 部 |
|      | 給排水衛生設備 | ○給排水衛生設備計画設計図書<br>①給排水衛生設備計画説明書<br>②給排水衛生設備設計概要書                                                                                                    | A3 | 1 部 |
|      |         | ○工事費概算書                                                                                                                                             | A4 | 1 部 |
|      | 空調換気設備  | ○空気換気設備基本計画設計図書<br>①空気換気設備計画説明書<br>②空気換気設備設計概要書                                                                                                     | A3 | 1 部 |
|      |         | ○工事費概算書                                                                                                                                             | A4 | 1 部 |
| 資料   |         | ○各種技術資料                                                                                                                                             | 適宜 | 1 部 |
|      |         | ○各記録書                                                                                                                                               | A4 | 1 部 |
|      |         | ○各種データ                                                                                                                                              | 適宜 | 適宜  |

## (2) 実施設計

[illegible]





|     |                                                                                |    |     |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| 積算  | ○建築積算<br>①建築工事費積算数量算出書<br>②建築工事積算数量調書<br>③単価作成資料<br>④見積書等関係資料<br>⑤工事費内訳書       | A4 | 1 部 |
|     | ○電気設備積算<br>①電気設備工事費積算数量算出書<br>②電気設備工事積算数量調書<br>③単価作成資料<br>④見積書等関係資料<br>⑤工事費内訳書 | A4 | 1 部 |
|     | ○機械設備積算<br>①機械設備工事費積算数量算出書<br>②機械設備工事積算数量調書<br>③単価作成資料<br>④見積書等関係資料<br>⑤工事費内訳書 | A4 | 1 部 |
| その他 | ○概略工事工程表                                                                       | 適宜 | 1 部 |
|     | ○パース(外観 1 枚、内観 1 枚)                                                            | 適宜 | 1 部 |
|     | ○各種データ                                                                         | 適宜 | 適宜  |

※建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

※建築構造の成果物は、総合の成果物の中に含めることができる。

※設計図は、適宜追加してよい。

※成果物は、監督職員の指示によりファイル綴じまたは製本する。

※各種データは、監督職員の指示によるデータ形式により、DVD—ROM に保存し、提出する。

### 【準拠法令等】

最新の関係法令等を遵守し、法令等に適合した業務を遂行しなければならない。

- ・地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）
- ・地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）
- ・地方自治法施行規則（昭和22年5月3日 内務省令第29号）
- ・インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁 連絡会議）
- ・公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日総務省）（6）統一的な基準による地方公会計の整備促進（平成27年1月23日総務省）
- ・田原本町第4次総合計画（令和4年3月）
- ・公共施設等総合管理計画（令和4年3月）
- ・その他本業務に係る法令及び通達等

※適用基準図書は別紙参照

### 【適用基準図書の一覧】

#### ◆建築

##### ○設計指針に関するもの

- ・建築設計基準及び同解説 （一社）公共建築協会
- ・官庁施設の基本的性能基準 国土交通省官庁営繕部
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 国土交通省官庁営繕部
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 国土交通省官庁営繕部
- ・設計図書作成に関するもの
- ・建築工事設計図書作成基準 国土交通省官庁営繕部
- ・各部設計の指針に関するもの
- ・建築構造設計基準及び同解説 （一社）公共建築協会
- ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 奈良県
- ・構内舗装・排水設計基準及び同解説 （一社）公共建築協会
- ・建築構造設計基準及び建築構造設計基準の資料 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- ・設計図書の一部として作成されているもの
- ・公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編 （一財）建築保全センター
- ・公共建築工事標準仕様書/建築工事編 （一社）公共建築協会
- ・公共建築物木造工事標準仕様書 （一社）公共建築協会
- ・擁壁設計標準図 （一社）公共建築協会
- ・敷地調査共通仕様書 （一社）公共建築協会

- ・ 建築工事標準詳細図 (一社)公共建築協会

#### ○建築積算に関するもの

- ・ 公共建築工事積算基準 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 建築数量積算基準・同解説 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 建築工事見積標準書式集/建築工事編 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 建設工事標準歩掛 (一財)建設物価調査会 工事歩掛要覧 (一財)経済調査会
- ・ 営繕積算システム RIBC2 内訳書作成システム (一財)建築コスト管理システム研究所

#### ○その他

- ・ 奈良県景観条例 (奈良県公共事業景観形成指針) 奈良県
- ・ 奈良県建築基準法の手引き 奈良県
- ・ 木造計画・設計指針 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- ・ 公共建築物等における木材利用に関する方針 林野庁

### ◆設備

#### ○設計指針に関するもの

- ・ 建築設備計画基準 (一社)公共建築協会
- ・ 建築設備設計基準 (一社)公共建築協会
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説 (一社)公共建築協会
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 国土交通省官庁営繕部
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (一財)日本建築センター
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針 (一財)日本建築設備・昇降機センター
- ・ 平成28年省エネルギー基準に準拠した算定・判断方法及び解説 (一財)建築環境省エネルギー機構
- ・ 防災設備に関する指針 (一社)日本電設工業協会
- ・ 昇降機技術基準の解説 (一財)日本建築設備・昇降機センター
- ・ 給排水設備技術基準・同解説 (一財)日本建築センター
- ・ 換気・空調設備技術基準・同解説 (一財)日本建築設備・昇降機センター
- ・ ガス機器の設置基準及び実務指針 (一財)日本ガス機器検査協会
- ・ 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針 (一財)日本ガス機器検査協会
- ・ 浄化槽の構造基準・同解説 (一財)日本建築センター
- ・ 避雷設備関係法令集—JIS規格とその解説 避雷設備工業協同組合
- ・ 昇降機・遊戯施設設計施工上の指導指針 (一財)日本建築設備・昇降機センター
- ・ 換気用耐火二層管工法の設計施工指針 (一財)日本建築センター
- ・ 新・排煙設備技術指針 (一財)日本建築センター
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 国土交通省官庁営繕部

#### ○設計図書作成に関するもの

- ・ 建築設備設計計算書作成の手引 (一社)公共建築協会
- ・ 設計図書の一部として作成されているもの
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事 編) (一財)建築保全センター
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (一社)公共建築協会
- ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (一社)公共建築協会
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事 編) (一財)建築保全センター
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (一社)公共建築協会
- ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (一社)公共建築協会

○積算に関するもの

- ・ 公共建築工事積算基準 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 営繕積算システム R I B C 2 内訳書作成システム (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編 (一財)建築コスト管理システム研究所
- ・ 水道事業実務必携 全国簡易水道協議会

※上記資料等は必ず最新版を使用する。